

# 福祉手当

次の手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。提出がない場合、8月分以降の手当が受給できません。必ず現況届を提出してください。

## 特別児童扶養手当

### 【支給要件】

- ▶ 1級手当：身体障害者手帳1～2級・療育手帳A程度の心身に障がいのある児童の保護者
- ▶ 2級手当：身体障害者手帳3～4級(4級は一部)程度や、これと同程度の心身に障がいがある児童の保護者

【支払期日】 4・8・11月の各11日

## 児童扶養手当

【支給要件】 次のいずれかの条件にあてはまる児童(18歳未満)を監護している母、または監護かつ生計同一の父など

- ▶ 父母が婚姻を解消
  - ▶ 父または母が、死亡、一定の障がいを持っている、生死が明らかでない、1年以上遺棄している、裁判所からのDV保護命令を受けた児童など
- ※受給には所得制限など一定の条件があります。

【支払期日】 4・8・12月の各11日

## 特別障害者手当・障害児福祉手当

### 【支給要件】

- ▶ 特別障害者手当：国民年金(障害基礎)1級程度の異なる障がい重複している人、身体障害者手帳1・2級程度の障がいと重度の知的障がい、または精神障がいのいずれかが重複している人など
- ▶ 障害児福祉手当：重度の身体障がいまたは精神障がいのある人、最重度の知的障がいの人、重度の知的障がいと重度の身体障がいを合併する人など

【支払期日】 2・5・8・11月の各10日

### 現況届の提出

■ 特別児童扶養手当・特別障害者手当(経過的福祉手当)・障害児福祉手当：8月上旬に受給者へ通知します。

【とき】 8月13日(月)～31日(金) 午前9時～午後4時(土・日は除く)

【ところ】 市役所 福祉課障害福祉係(23番窓口)または各支所 福祉環境係

■ 児童扶養手当：7月下旬に受給者(全部支給停止の場合も含む)へ通知します。平成29年中の所得が未申告の人は、認定できません。

【とき】 8月1日(水)～7日(火) 午前9時～午後4時(土・日は除く)

【ところ】 市役所 801会議室または各支所 福祉環境係

手続きに必要な書類はそれぞれ異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合先】 福祉課 ☎24-1111 (特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当) 障害福祉係内線2151・(児童扶養手当) 児童福祉係内線2141または各支所 福祉環境係